

リスクアセスメントの法的な位置づけ

平成 18 年 4 月より、労働安全衛生法第 28 条の 2（事業者の行うべき調査等）としてリスクアセスメントの実施が努力義務規定として設けられ、事業者（ビルメンテナンス業も含む）による危険性又は有害性等の調査の実施とその結果に基づき必要な措置を講ずることが定められました。

また、次の事項にリスクアセスメントに係る規定が追加されました。

1

安全・衛生委員会の付議事項に追加

労働安全衛生規則第 21 条、第 22 条に定められた安全・衛生委員会の付議事項としてリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置が追加されました。

2

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の業務に追加

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者の業務としてリスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置が追加されました。

3

安全管理者、職長教育の教育内容に追加

安全管理者の選任に伴う研修や事業者責任として行わなければならない職長教育にリスクアセスメントに関する項目が定められました。

4

機械等の設置に伴う計画届の免除要件として明記

労働安全衛生法に基づき一定の建設物や機械の設置・移設等が必要とされる計画届の免除要件としてリスクアセスメントを実施していることが定められました。

リスクアセスメントの導入・実施手順

リスクアセスメントを実施する場合の実施ステップは、次のとおりです。各ステップの詳細な内容は、次ページ以降に説明します。

ステップ1

実施体制

経営トップによるリスクアセスメントの導入宣言と実施体制を確立する。

ステップ2

実施時期

新しい現場で作業を開始するとき、継続中の作業現場でリスクに変化が生じるときなどに実施する。

ステップ3

情報の入手

作業手順書、取扱説明書、発注者からの情報などの情報を入手する。

ステップ4

危険性又は有害性の特定

作業手順書などをもとに危険性又は有害性について労働災害に至る流れを想定しながら特定する。

ステップ5

リスクの見積り

リスクの大きさを見積もる。
(ここでは、数値化した11ページの手法を用いる。)

ステップ6

リスク低減措置の検討及び実施

リスクの優先度が高いものから、リスクの除去・低減のための検討とその措置(対策)を実施する。

ステップ7

実施状況の記録と見直し

実施した結果を記録・保存する。
実施したリスクアセスメントの基準等の見直しを行う。